

北海道コンベンション誘致促進事業費補助金のご案内

北海道では、道内にコンベンションを誘致するとともに円滑な開催を促すため、補助制度を設けています。

◆概要

- 道内市町村等が助成するコンベンションに併せて北海道から補助を行うもの
- 参加者100人以上のコンベンションから対象
- 開催予定の前年度の8月末までに、開催される市町村又はそのコンベンションビューロー等（以下「関係市町村等」という。）から北海道へ要望書を提出し、エントリーリストに搭載されたコンベンションが対象
- コンベンション（札幌市開催を除く）に併せて道内で実施されるエクスカーションに対しても最大20万円を補助

◆制度内容

1 コンベンションに対する補助

(1)補助対象

道内で開催されるコンベンションで、次のすべてに該当するもの

- ・ 2日間以上にわたり開催されるコンベンション（本道の産業の振興または、学術、芸術、文化の向上に寄与する学会、会議・大会等とし、展示会、スポーツ大会、コンクール、イベント、コンサート又はこれらに準ずるものを除く）
- ・ 北海道外（外国を含む。）からの参加者が全体の2分の1以上いること
- ・ 参加者が100人以上いること（オンライン参加者、講演会等の一般参加者を除く）。国際的なコンベンションについては、参加者のうち20人以上が外国からの参加者であること
- ・ 道内広域（複数市町村）に経済効果が見込まれるエクスカーション・個人旅行に繋がる取組が計画されているもの
- ・ 関係市町村等から助成金等が交付されるもの
 - ※次のいずれかに該当するものは、補助の対象となりません。
 - ・ 道の他の補助金等の交付を受けるもの
 - ・ 営利又は収益を目的としているもの
 - ・ あらかじめ定められた開催順序（都道府県持ち回り等）に従って開催されるもの
 - ・ 主催者が国または地方公共団体（関係団体等と実行委員会等を組織する場合を除く）
 - ・ 主催者が宗教団体または政治団体（共催の場合も含む）、暴力団関係者

(2)補助額及び補助対象経費

全体参加者数、外国からの参加者数によって補助額が変わります。

補助額は、関係市町村等からの助成額の同額以下になります。

○補助額

種 類	参 加 者 数				補助限度額
国際的な コンベンション	全体参加者	100人以上	かつ外国参加者	20人以上	100万円
	全体参加者	200人以上	かつ外国参加者	35人以上	200万円
	全体参加者	300人以上	かつ外国参加者	50人以上	300万円
全国的な コンベンション	全体参加者	100人以上	200人未満		10万円
	全体参加者	200人以上	300人未満		20万円
	全体参加者	300人以上	400人未満		30万円
	全体参加者	400人以上	500人未満		40万円
	全体参加者	500人以上	600人未満		50万円
	全体参加者	600人以上	700人未満		60万円
	全体参加者	700人以上	800人未満		70万円
	全体参加者	800人以上	900人未満		80万円
	全体参加者	900人以上	1,000人未満		90万円
	全体参加者	1,000人以上	1,500人未満		100万円
	全体参加者	1,500人以上	2,000人未満		200万円
	全体参加者	2,000人以上			300万円

○補助対象経費

広報宣伝費、会場費、設営費、印刷製本費、謝金、感染症対策費

※参加者の飲食を伴う懇親会などの経費、オンライン実施に要する経費は補助対象となりません。

2 エクスカーションに対する補助

(1)補助対象

コンベンション（札幌市開催を除く）に併せて道内で実施されるエクスカーションで、次のすべてに該当するもの

- ・上記1の当コンベンション補助金が交付されるもの
- ・コンベンションのプログラムに位置づけられたもの
- ・あらかじめコンベンション参加者に周知され、コンベンションの開催の前後または開催期間中に実施されるもの
- ・北海道の文化、社会、自然、歴史、産業に関する観光、視察のための団体旅行
- ・コンベンション開催地以外の市町村もコースに組み込んだもの

(2)補助額及び補助対象経費

○補助額

補 助 率	補助限度額
補助対象経費の10分の10以内	20万円

※関係市町村等からの助成金等の交付を要件としない

○補助対象経費

項 目	内 容
輸送費	車両借り上げ料
交通費	高速料金、交通機関の利用料
ガイド料	バスガイド、自然ガイド
通訳費	外国語通訳者
入館料、施設利用料	観光施設、産業施設等の入館料

3 補助金の要望及び申請書の提出手続きについて

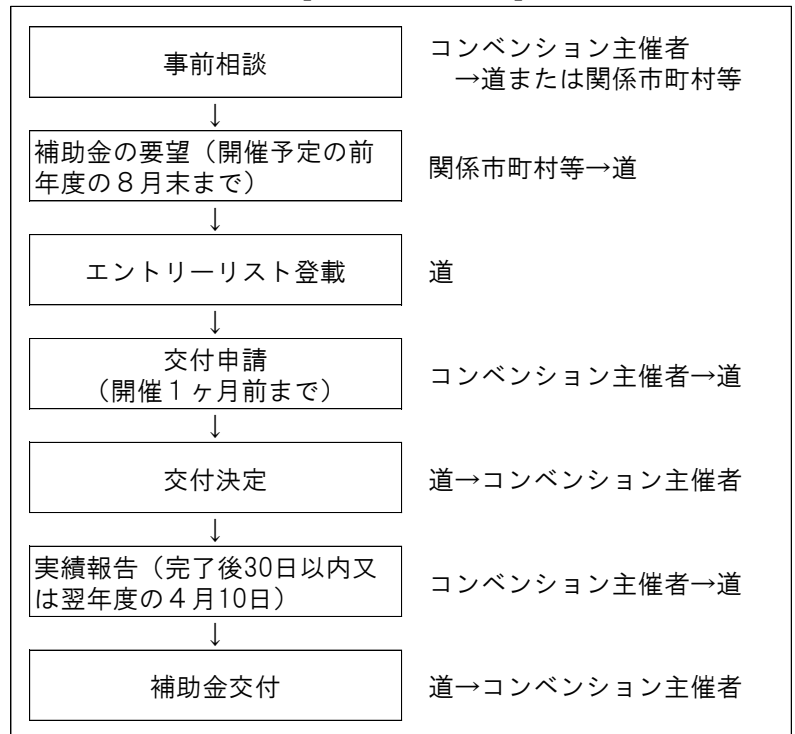
(1)補助金の要望について

コンベンション開催予定の前年度8月末までに関係市町村等から北海道へ要望書を提出することとなりますので、道または関係市町村等にお問い合わせください。

(2)補助金申請書の提出

[補助金のフロー]

提出者	コンベンション主催者
内容	事業計画書 申請額算出調書 経費の配分調書 事業予算書 資金収支計画書等 ※エクスカーション補助金を申請する場合は、事業計画書にエクスカーションの実施内容を記載
期日	コンベンション開催1ヶ月前まで



◆ 問い合わせ先：

北海道経済部観光局観光振興課

(TEL 011-204-5305、FAX 011-232-4120)